

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）

- 1 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）において、地方公共団体に対し、文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努力義務が課されたことを踏まえ、同法の趣旨にのっとり、県の公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、この条例を制定することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年香川県条例第6号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）により、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる都道府県対策本部に関し必要な事項は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第7号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県道路占用料条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第8号）

- 1 道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部が改正され、道路の占用の許可を受けることができる工作物等として太陽光発電設備等が追加されたことに伴い、当該太陽光発電設備等の占用料を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第9号）

- 1 近年、再生可能エネルギーの普及の拡大が図られており、農業用水や上下水道を利用した小水力発電事業を目的とした流水の占用が今後見込まれることから、発電用水に係る流水占用料を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第10号）

- 1 旅客船を利用する者の利便性の向上を図ることを目的として、高松港にあつては駐車場を、坂手港にあつては車両乗降用可動橋を新たに整備することに伴い、当該駐車場及び車両乗降用可動橋について使用料を定めるため、所要の改正を行うこととした。

2 一部の規定は平成25年7月20日から、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第11号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）の一部改正により遊技機の認定に係る手数料等の標準となる金額が改正されたことに伴い、これらに関する手数料を徴収するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第12号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により水道法（昭和32年法律第177号）等の一部が改正されたこと等に伴い、知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を整理するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第13号）

- 1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の一部改正により、同法による環境影響評価について、方法書の作成前の手続が創設されたこと、方法書手続、準備書手続及び評価書手続が改正されたこと、環境保全措置等の報告等の手続が創設されたこと等を踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の手続を導入し、対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年7月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、同年4月1日から施行することとした。

◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成25年香川県条例第14号）

- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第15号）

- 1 この条例の規定により、その法令の規定に定める基準をもって社会福祉施設等の基準とする法令の題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第16号）

- 1 近年の厳しい経済情勢やグローバル化の流れを受け、地域の特性や地理的な条件を生かした戦略的な企業誘致が求められる中、県内に物流拠点施設を設置する企業に対し助成措置を講ずることにより、その立地を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、新たに物流拠点施設を助成措置の対象として追加するとともに、この条例による助成措置を平成30年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成25年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第17号）

- 1 近年の厳しい経済情勢やグローバル化の流れを受け、地域の特性や地理的な条件を生かした戦略的な企業誘致が求められる中、県内に物流拠点施設を設置した者に課する県税の特別措置を講ずることにより、その立地を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的に、物流施設にかえて物流拠点施設を県税の特別措置の対象として追加するとともに、この条例による県税の特別措置を平成30年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第18号）

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）の有効期限が平成35年3月31日まで10年間延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第19号）

- 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正により退職給付の官民較差を解消するため退職手当の支給水準の引下げが行われた国家公務員との均衡等を考慮し、職員の退職手当について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第20号）

- 1 平成25年1月31日に出された香川県特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、知事、副知事及び病院事業の管理者の受ける退職手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第21号）

- 1 船員法（昭和22年法律第100号）の一部が改正され、船員の責めに帰すべき事由により船舶所有者が雇用契約を解除した場合において、当該船員が自己の負担でその希望する雇入港等まで移動することができないときに、当該船舶所有者に義務付けられた当該雇入港等までの送還に代えてその費用を当該船員に対して支払うことができるとされたため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第22号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第23号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限を平成26年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第24号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期限を平成26年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第25号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される地域自殺対策緊急強化交付金を受け入れることに伴い、香川県地域自殺対策緊急強化基金の設置期限を平成26年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成25年香川県条例第26号）

- 1 平成25年度において、香川県議会議員の議員報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。